

雇用調整助成金を活用して外国人 技能実習生の雇用維持に努めて下さい

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主等が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

～外国人技能実習生の休業等も雇用調整助成金の支給対象です～

経営上・事業上の都合等により技能実習を継続することが困難となった場合、技能実習実施困難時届出書を外国人技能実習機構に提出する必要があります。

実習実施者(事業主)は雇用調整助成金の要件を満たせば、休業を実施した場合の休業手当または教育訓練(※)を実施した場合の賃金相当額の助成を受けられます。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の特例により、令和3年12月31日まで外国人技能実習生も教育訓練の支給対象となります(経営上・事業上の理由により技能実習実施困難時届出書を外国人技能実習機構に提出した実習実施者(事業主)が対象となります)。

その他、技能実習制度につきましては外国人技能実習機構の地方事務所・支所に、雇用調整助成金の要件等につきましてはお近くの都道府県労働局・ハローワークに御相談ください。

厚生労働省HP 外国人技能実習機構HP



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク
法務省出入国在留管理庁・外国人技能実習機構

LL031130開海01